

令和7年度 新潟市認知症対応型サービス事業管理者研修募集要項

1 研修種別

認知症対応型サービス事業管理者研修の目的及び対象者は下記のとおりです。

研修名	認知症対応型サービス事業管理者研修
目的	指定認知症対応型通所介護、指定（看護）小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の修得
対象者	次の①～④の要件を全て満たす方を対象とします。 ① 介護保険施設等の介護従業者等であって、身体介護に関する基礎的な知識・技術（介護福祉士と同等程度）を習得しており、かつ、認知症高齢者介護に関する経験（※1）が3年以上であること。 ただし、介護現場経験年数（3年以上）要件については、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者となる方には適用しません。 ② 指定認知症対応型通所介護、指定（看護）小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者として従事している、または従事する予定があること。（※2） ③ 都道府県及び指定都市が平成16年度までに実施した「痴呆介護実務者研修（基礎課程）」または都道府県及び指定都市が平成17年度以降に実施した「認知症介護実践者研修」を修了している（※3）、または本研修の実施日までに修了できる見込みがあること。（※4） ④ <u>新潟市に所在する事業所</u>に勤務している、または本研修修了後に勤務することが決定・内定していること。 ※上記のとおり、原則として新潟市内の事業所を対象としますが、8ページに記載の推薦要件に該当する市外事業所に勤務・内定している方については、新潟市が適当と認めた場合、定員に余裕がある範囲で配慮しますので、事業所が所在する市町村の介護保険担当課へご相談ください。

（※1）「認知症高齢者介護に関する経験」とは、介護保険施設等での介護経験、ケアプランの策定経験等をいい、一般病院での看護経験や、家庭での介護経験等は経験年数に含めません。

（※2）一定の条件に該当する場合、本研修の受講が不要、あるいは本研修を受講したものとみなされることがあります。詳細は5ページをご覧ください。

（※3）上記③以外の研修の取り扱いについては、6～7ページをご覧ください。

（※4）研修実施日までに認知症介護実践者研修を修了できなかった場合、申込は無効となり、当研修の受講はできません。

2 研修会場・日程

※詳細は9ページをご覧ください。

日時 令和8年1月19日(月)・20日(火)

会場 新潟テルサ 2階 中会議室

(〒950-1141 新潟市中央区鐘木185-18)

3 受講定員

50名

4 申込方法

受講希望者の所属する事業所(以下「事業所」という。)は、期限までに、申込専用フォームから受講申込を行ってください。

(1) 申込期限 令和7年12月3日(水)

※(2)の②に該当する事業所等は、上記期限まで市町村介護保険主管課あてに提出してください。

(2) 申込方法

※新潟市 HP にも掲載しています。

①下記の「新潟市オンライン申請システム」の申込フォームからお申込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/procedures/apply/ab3aea59-9f67-4dc1-b38c-1059b8ecfeb1/start>

②市町村への申込み(新潟市外の方)

※新潟市外の地域密着型サービス事業所に勤務している方又は内定している方は申込みが必要です。

→電子申請システムへの入力後、以下の書類を事業所が所在する市町村介護保険主管課(地域密着型サービス担当)あてに提出してください(提出方法は各市町村によって異なりますので、ご確認ください)。

《提出書類》

・受講申込書…電子申請後、システム内にてダウンロードしたもの

(3) 注意事項

- ・申込期限以降の申込みは一切受け付けません。
- ・申込内容に誤りや不備・不足等がある場合は、受講決定されない場合があります。
- ・多くの施設・事業所の方から受講していただくため、原則として1施設・事業所に付き1名の申し込みにさせていただきます。

ただし、運営上の都合により(7 受講決定・不決定の(2)の①に該当する場合)、同一施設・事業所から複数名の受講申込希望がある場合は、受講を考慮します。

1 施設・事業所から複数の申込希望者がある場合は、電子申請システムの「事業所内優先順位」を必ず入力してください。

・申込は事業所単位で取りまとめのうえで行ってください。

《新潟市外の申込者について》

・上記(2)①の申込みを完了した場合であっても、②で市町村への提出を行わなかった場合は、申込みをしたことになりません。申込期限内に完了してください。

5 申込締切後の急な欠員等により基準を満たせなくなった場合

上記4の申込締切後に生じた急な欠員等の事由（単なる申込忘れ等は対象外とします）により、事業所が人員等の基準を満たせなくなった場合で、かつ新潟市が適当と認める方の受講について、可能な範囲で対応等を行いますので、速やかに新潟市地域包括ケア推進課にご相談願います。ただし、受講を保証するものではありません。

6 市町村の受講推薦について

新潟市が定める市町村推薦要件（8ページ参照）に該当する新潟市外の事業所は、新潟市オンライン申請システムでの申込みの際に、「市町村から新潟市への推薦希望の有無」の欄で「希望します（推薦要件該当）」にチェックを入れてください。

当該推薦要件該当者のうち、事業所が所在する市町村は適当と認める方について新潟市に推薦書を提出し、新潟市は適当と認められる方の受講について配慮します。

7 受講決定・不決定

- (1) 受講者の決定・不決定は、12月26日（金）頃までに郵送で通知します。
- (2) 受講希望者が定員を超えた場合は、次の順位により、新潟市内事業所に勤務又は内定している方を優先に受講決定します。

- ① 新潟市内事業所に勤務又は内定している方で、(1)～(3)のいずれかに該当する方
 - (1)新規開設のため、指定基準を満たすために必要な人員を確保する場合
 - (2)事業所に管理者として着任予定の方
 - (3)管理者研修を受講するよう是正指導もしくは勧告等を受けているなど、特殊な事情がある場合
- ② 新潟市内事業所に勤務又は内定しており、上記以外の方で、施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方、かつ、過去に受講申込みを行ったが不決定となったことがある方
注) 申込書に不決定となった過去の研修を記載することが必要です。
※不決定の多い方を優先します。
- ③ 新潟市内事業所に勤務又は内定しており、上記①及び②に該当しない方で、施設及び地域密着型サービス事業所の優先順位が第1位の方
- ④ 新潟市内事業所に勤務又は内定しており、上記①～③に該当しない方
- ⑤ 新潟市外事業所に勤務または内定しており、8ページに記載の推薦要件に該当し、新潟市が適当と認めた方
- ⑥ 新潟市外事業所に勤務または内定しており、⑤に該当しない方

※①から順に受講決定し、受講希望者が超えた該当番号の方の中から、定員の範囲内で抽選により決定します。

8 費用

受講負担金として、研修資料代4,300円を負担していただきます。

受講決定通知書とともに、市が発行する「納入通知書」を同封いたしますので、納入通知書に記載の納期限までに、所定金融機関にて各自お支払いください。

9 修了について

本研修の全過程を修了した方には、新潟市長名の修了証書を交付します。

※全過程を修了した方に修了証書を交付します。原則、自然災害による公共交通の遅れ等のやむを得ない事情を除き、遅刻・欠席は修了と認めませんのでご注意ください。

また、体調不良による欠席も、原則、終了と認めませんので、体調管理に努めて下さい。

※研修の成果物や受講態度が著しく不適切な方（居眠り、私語等）については、修了と認めない場合がありますのでご注意ください。

10 研修への参加が不可能となった場合について

受講決定通知後に研修への参加が不可能となった場合は、別紙1「新潟市認知症介護研修受講辞退届」を令和8年1月14日（水）まで、新潟市福祉部地域包括ケア推進課あてに提出してください。

なお、研修の受講辞退に際し受講負担金は返却しません（受講決定後は、受講負担金納入前に受講辞退した場合であっても、受講負担金の納入が必要となりますので、ご了承ください。

11 その他

- ・本研修は、社会福祉法人桜井の里福祉会に委託して実施します。
- ・申込をした時点で、受講申込に際して取得した個人情報、委託先及び新潟県福祉保健部高齢福祉保健課へ提供することに同意したものと見なします。
- ・受講申込に際して取得した個人情報は、研修事務以外には使用しません。
- ・受講決定後に、委託法人より詳細なスケジュール等を郵送する予定です。
- ・研修の際は、換気の実施、一定の間隔を空けての着席、近距離での会話を避けるなど新型コロナウイルス感染防止対策を行います。

管理者研修の受講が不要の場合・管理者研修を 修了したものとみなされる場合について

1 管理者研修の受講が不要の場合

指定認知症対応型通所介護事業所について、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第3条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者における管理者は、研修の受講は不要です。（ただし、平成18年4月1日以降に管理者が変更となった場合は、管理者研修の受講が必要となります。）

2 管理者研修を修了したものとみなされる場合

指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者並びに指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の管理者については、次のアまたはイに該当する場合、本研修を修了したものとみなすことができます。なお、指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、既に義務付けられていた研修を修了していることが要件となります。

ア 都道府県及び指定都市が平成16年度までに実施した「痴呆介護実務者研修（基礎課程）」または平成17年度に実施した「認知症介護実践研修（実践者研修）」の修了者で、かつ平成18年3月31日時点で現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事していた方。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者の管理者については、前記アの他、都道府県、指定都市及び公益社団法人日本認知症グループホーム協会が平成17年度に実施した「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を修了した方。

※詳細は「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号、老振発0316第2号、老老発0316第6号通知）をご確認ください。

都道府県及び指定都市以外が実施する認知症介護実践者研修及び管理者研修の取り扱いについて

1 公益社団法人日本認知症グループホーム協会が実施する研修

公益社団法人日本認知症グループホーム協会（以下「協会」という。）が実施した研修については、次のア、イのとおり取扱うものとします。

ア 協会が実施した次の①～⑤の研修を修了し、協会が交付した修了証書を所持している方については、新潟県または新潟市が実施したそれぞれの研修の修了者と同等に取扱うものとします。

- ① 平成16年度 第3～6回 痴呆介護実務者研修（基礎課程）
- ② 平成17年度 第1～4回 認知症介護実践研修（実践者研修）
- ③ 平成17年度 第1～4回 認知症高齢者グループホーム管理者研修
- ④ 平成21年度～ 認知症介護実践研修（実践者研修）
- ⑤ 平成21年度～ 認知症対応型サービス事業管理者研修

イ 協会が実施した次の①～②の研修の修了者については、新潟県の修了認定を受けた方に限り、新潟県が実施するそれぞれの研修の修了者と同等に取り扱うものとします。

- ① 平成18～20年度 認知症介護実践研修（実践者研修）
- ② 平成18～20年度 認知症対応型サービス事業管理者研修

※協会の名称は、過去に数回変更されています。

【過去の名称】

平成12年10月～ 「特定非営利活動法人 全国痴呆性高齢者グループホーム協会」

平成17年10月～ 「特定非営利活動法人 全国認知症グループホーム協会」

平成21年 3月～ 「一般社団法人日本認知症グループホーム協会」

平成22年 4月～ 「公益社団法人日本認知症グループホーム協会」（現在）

2 全国老人福祉施設協議会・新潟県老人福祉施設協議会が実施する研修

公益社団法人全国老人福祉施設協議会が平成20年度～平成22年度に実施した認知症介護実践者研修、一般社団法人新潟県老人福祉施設協議会が平成27年度以降に実施した認知症介護実践者研修については、新潟県または新潟市が実施した同研修の修了者と同等に取扱うものとします。

※新潟県以外の都道府県の老人福祉施設協議会が実施した認知症介護実践者研修を修了された方は、管理者研修の受講申し込みの際など、同等に取り扱うことができるか確認する必要がありますので、新潟県または新潟市の担当課へご連絡ください。

3 「痴呆性老人処遇技術研修」

「痴呆性老人処遇技術研修」の修了者の取扱いは、次のア、イのとおりとします。

ア 「痴呆性老人処遇技術研修」は、「痴呆性介護実務者研修（基礎課程）」「認知症介護実践者研修」と同等と認められません。従って、当研修の受講には、改めて「認知症介護実践者研修」の受講が必要です。

イ 上記アにかかわらず、「痴呆介護実務者研修（基礎課程）」創設時の経過措置により認知症高齢者グループホームの管理者になった「痴呆性老人処遇技術者研修」の修了者が、平成18年3月31日時点で指定認知症共同生活介護事業所の管理者として従事しており、かつ平成18年4月1日以降も同事業所で管理者として従事している場合は、当研修を受講する必要はありません。

ただし、当該管理者が平成18年4月1日以降に他の指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者に従事しようとする場合は、上記アのとおり、「認知症介護実践者研修」を改めて受講した後、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を受講しなければなりません。

(新潟市外所在の事業所に勤務又は勤務が決定・内定している方へ)

市町村の受講推薦について

認知症介護研修の受講の申込にあたり、下記の新潟市が定める推薦要件に該当する場合は、事業所が所在する市町村が、新潟市に対して、受講希望の推薦を行うことができます。新潟市は当該推薦のあった方で適当と認めた場合は、定員に余裕がある範囲で配慮します。

【市町村による推薦要件】

市町村による推薦要件は、受講申込を行う事業所が、人員基準を満たすために緊急に研修を受講する必要がある、やむを得ない事情により県が実施する研修を受講できない場合であり、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

ただし、②については勤務が決定・内定している事業所が「新潟市外に所在する」ことを確認してください。また、事業所が所在する市町村の介護保険担当課へ、本研修にかかる推薦についてご相談ください。

＜推薦要件＞

- ① 新規開設のため、指定基準を満たすために必要な人員を確保する必要がある場合（事業所が所在する市町村が認めるものに限る）
- ② 人員の変更等の理由で、事業所に管理者として勤務することが決定又は内定しており、県主催の研修よりも早期に本研修を受講する必要がある場合（ただし、単に将来の異動・休退職に備える事由は非該当とする）
- ③ その他特殊な事由
（例：事業所が所在する市町村から早急に管理者研修を受講するよう是正指導もしくは勧告等を受けている場合 等）

研修日程・プログラム（予定）

1. 日 程 令和8年1月19日（月）・20日（火）

2. 会 場 〒950-1141
新潟市中央区鐘木185-18
新潟テルサ 2階 中会議室
電話：025-281-1888

3. 研修プログラム（予定）

※現時点での予定ですので、内容が変更になる場合があります。

日 時		内 容
1月19日 （月） 1日目	9:00～9:10	受付
	9:10～9:20	オリエンテーション
	9:20～10:20	地域密着型サービス基準について
	10:30～12:30	適切なサービス提供のあり方について（1）
	12:30～13:30	昼休憩
	13:30～15:30	適切なサービス提供のあり方について（2）
	15:30～15:40	一日の振り返り
1月20日 （火） 2日目	9:00～9:10	受付
	9:20～11:20	介護従事者に対する労務管理について
	11:30～13:00	適切なサービス提供のあり方について（3）
	13:00～14:00	昼休憩
	14:00～15:30	地域密着型サービスの取り組みについて
	15:30～15:40	1日の振り返り
	15:40～15:50	修了証書の交付